

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月12日
【四半期会計期間】	第6期第1四半期（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）
【会社名】	株式会社ベイカレント・コンサルティング
【英訳名】	BayCurrent Consulting , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 義之
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中村 公亮
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中村 公亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本基準に基づいて財務諸表を作成しておりますが、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表も作成しているため、IFRSに基づく経営指標等も参考情報として記載しております。

#### 日本基準に基づく経営指標等

回次	日本基準		
	第5期 第1四半期 累計期間	第6期 第1四半期 累計期間	第5期
会計期間	自2018年3月1日 至2018年5月31日	自2019年3月1日 至2019年5月31日	自2018年3月1日 至2019年2月28日
売上高 (百万円)	5,776	7,792	23,991
経常利益 (百万円)	488	1,528	3,506
四半期(当期)純利益 (百万円)	284	977	2,203
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	149	282	282
発行済株式総数 (株)	15,470,000	15,541,141	15,541,141
純資産額 (百万円)	11,128	12,660	12,442
総資産額 (百万円)	22,156	23,838	23,167
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.58	64.66	143.89
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.43	64.20	142.77
1株当たり配当額 (円)	-	-	55.00
自己資本比率 (%)	50.2	53.1	53.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第1四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(参考情報)

IFRSに基づく経営指標等

回次	IFRS		
	第5期 第1四半期 累計期間	第6期 第1四半期 累計期間	第5期
会計期間	自2018年3月1日 至2018年5月31日	自2019年3月1日 至2019年5月31日	自2018年3月1日 至2019年2月28日
売上収益 (百万円)	5,810	7,820	24,294
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	716	1,625	4,386
四半期(当期)利益 (百万円)	504	1,102	3,103
四半期(当期)包括利益 (百万円)	504	1,102	3,103
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	149	282	282
発行済株式総数 (株)	15,470,000	15,541,141	15,541,141
資本合計 (百万円)	14,799	16,939	16,582
資産合計 (百万円)	26,458	29,573	28,003
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	32.98	72.82	202.72
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	32.71	72.31	201.15
1株当たり配当額 (円)	-	-	55.00
自己資本比率 (%)	55.9	57.3	59.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	567	2,803	2,509
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	70	2	117
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	858	1,156	2,543
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	2,775	4,630	2,985

(注) 1. 当社は第1期よりIFRSに基づいて財務諸表を作成しております。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業において支援している昨今の企業経営者は、市場環境が激しく変化する状況のなか、企業価値の向上を目指すため、グローバル化、業界再編、働き方改革、新たな事業モデルの構築などの課題に直面しており、それらを実現し、生産性を向上させるためのデジタル技術の活用が不可欠な状況にあります。そのため、これら経営課題を解決し、企業経営をサポートできるコンサルティングニーズが高まっております。当社は、このような経営環境のもと、あらゆる業界に対する戦略立案からビジネスプロセス改革、そして実行までの一連のサービスをワンストップで提供できる強みを持って、事業活動を進めてまいりました。

当社は、2018年4月に公表いたしました「中期経営計画（FY2019 - FY2021）」において、2019年2月期から2021年2月期までを「将来の持続的な事業拡大に向けた基盤固めの3年間」と位置付け、これまでの成長スピード（15～20%）を維持し、既存事業の進展（人員増と高付加価値化）による着実な成長を目標として取り組み、当第1四半期累計期間における採用状況については、新たに約150名（新卒、未経験者含む。）を採用することができました。

中期経営計画の2年目でもある当第1四半期累計期間における収益面については、前事業年度に約13%増員したコンサルタントの戦力化が進んだことに加え、デジタルトランスフォーメーション（注1）関連の案件獲得を推進したことで、更なる高付加価値化が実現し、稼働率（注2）については、好調な受注状況を受けて80%台後半を安定的に推移いたしました。費用面においては、増員したコンサルタントに係る労務費等が増加いたしました。

これらの結果、当第1四半期累計期間における収益については、前年同期に比べ（日本基準：34.9%増、IFRS：34.6%増）増収となり、営業利益については、前年同期に比べ（日本基準：163.0%増、IFRS：113.1%増）増益となりました。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### （注1）デジタルトランスフォーメーション

クラウド、ビッグデータ、モビリティ等「第3のプラットフォーム技術」を導入/活用し、AIやIoT、AR&VR、ロボティクス等を導入すること。

#### （注2）稼働率

全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合

#### （財政状態の状況）

日本基準に準拠した当第1四半期会計期間末における財政状態の状況は以下のとおりであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っております。

当第1四半期会計期間末における資産は、23,838百万円となり、前事業年度末に比べ671百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が1,950百万円増加し、売掛金が520百万円、仕掛品が289百万円、その他の流動資産が333百万円、のれん償却額等により無形固定資産が284百万円減少したことによります。負債は、11,178百万円となり、前事業年度末に比べ453百万円増加しました。これは主に、その他の流動負債が1,438百万円増加し、未払金が107百万円、賞与引当金が539百万円、長期借入金が263百万円減少したことによります。純資産は、12,660百万円となり、前事業年度末に比べ218百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が521百万円、自己株式が294百万円増加したことによります。

参考情報として、IFRSに準拠した当第1四半期会計期間末における財政状態の状況は以下のとおりであります。

なお、当社は、当第1四半期会計期間よりIFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」という。）を適用しており、使用権資産の増加等により有形固定資産が657百万円、リース負債が638百万円増加しております。

この結果、当第1四半期会計期間末における資産は、29,573百万円となり、前事業年度末に比べ1,570百万円増加しました。これは主に、現金及び現金同等物が1,645百万円、有形固定資産が657百万円、繰延税金資産が193百万円増加し、売上債権及びその他の債権が796百万円減少したことによります。負債は、12,634百万円となり、前事業年度末に比べ1,213百万円増加しました。これは主に、リース負債が638百万円、その他の流動負債が895百万円増加し、借入金が258百万円減少したことによります。資本は、16,939百万円となり、前事業年度末に比べ357百万円増加しました。これは主に、自己株式が294百万円、利益剰余金が638百万円増加したことによります。

（経営成績の状況）

日本基準に準拠した業績

（単位：百万円）

回次	2019年2月期 第1四半期累計期間	2020年2月期 第1四半期累計期間	増減率 (%)
会計期間	自2018年3月1日 至2018年5月31日	自2019年3月1日 至2019年5月31日	
売上高	5,776	7,792	34.9
売上原価	3,443	4,484	30.2
売上総利益	2,333	3,308	41.8
売上総利益率(%)	40.4%	42.5%	-
販売費及び一般管理費	1,746	1,764	1.0
営業利益	587	1,544	163.0
営業利益率(%)	10.2%	19.8%	-
経常利益	488	1,528	213.1
四半期純利益	284	977	244.0

（注）百万円未満は四捨五入して記載しております。

（参考情報）

IFRSに準拠した業績

（単位：百万円）

回次	2019年2月期 第1四半期累計期間	2020年2月期 第1四半期累計期間	増減率 (%)
会計期間	自2018年3月1日 至2018年5月31日	自2019年3月1日 至2019年5月31日	
売上収益	5,810	7,820	34.6
売上原価	3,523	4,639	31.7
売上総利益	2,287	3,181	39.1
売上総利益率(%)	39.4%	40.7%	-
販売費及び一般管理費	1,516	1,540	1.6
営業利益	770	1,641	113.1
営業利益率(%)	13.3%	21.0%	-
税引前四半期利益	716	1,625	127.0
四半期利益	504	1,102	118.7

（注）百万円未満は四捨五入して記載しております。

(参考情報)

当社は、投資家が会計基準の差異にとらわれることなく、当社の業績評価を行い、当社の企業価値についての純粹な成長を把握するうえで有用な情報を提供することを目的として、EBITDAを経営成績に関する参考指標としております。なお、当該EBITDA及び算出方法は以下のとおりであります。

日本基準に基づくEBITDA = 営業利益 + 減価償却費及びその他の償却費 + のれん償却額

(単位：百万円)

回次	2019年2月期 第1四半期累計期間	2020年2月期 第1四半期累計期間
会計期間	自 2018年3月1日 至 2018年5月31日	自 2019年3月1日 至 2019年5月31日
日本基準による四半期財務諸表における営業利益	587	1,544
調整額：		
+ 減価償却費及びその他の償却費	59	60
+ のれん償却額	236	236
調整額小計	295	296
日本基準に基づくEBITDA	882	1,840

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

IFRSに基づくEBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費 ± IFRSによる調整 - その他の収益 + その他の費用

(単位：百万円)

回次	2019年2月期 第1四半期累計期間	2020年2月期 第1四半期累計期間
会計期間	自 2018年3月1日 至 2018年5月31日	自 2019年3月1日 至 2019年5月31日
IFRSによる要約四半期財務諸表における営業利益	770	1,641
調整額：		
+ 減価償却費及び償却費	59	60
± IFRSによる調整	52	139
- その他の収益	0	-
+ その他の費用	1	0
調整額小計	112	199
IFRSに基づくEBITDA	882	1,840

(注) 1. 百万円未満は四捨五入して記載しております。

2. 当第1四半期累計期間における使用権資産に係る償却費については「+ 減価償却費及び償却費」から除いて「± IFRSによる調整」に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

日本基準に準拠した当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況については、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんが、参考情報として、IFRSに準拠した当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況については、要約四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ1,645百万円増加し、当第1四半期会計期間末には4,630百万円となりました。

なお、当社は、当第1四半期会計期間より、IFRS第16号を適用しております。この結果、減価償却費及び償却費の増加等により「営業活動によるキャッシュ・フロー」が143百万円増加し、リース負債の返済による支出の増加により「財務活動によるキャッシュ・フロー」が143百万円減少しております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は、2,803百万円(前年同期は567百万円の収入)となりました。主な増加は、税引前四半期利益1,625百万円、売上債権及びその他の債権の減少額796百万円、その他の流動負債の増加額881百万円、主な減少は、法人所得税の支払額763百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は、2百万円(前年同期は70百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1百万円、無形資産の取得による支出2百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は、1,156百万円(前年同期は858百万円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出263百万円、リース負債の返済による支出143百万円、自己株式の取得による支出309百万円、配当金の支払額443百万円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年7月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,541,141	15,541,141	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	15,541,141	15,541,141	-	-

(注)「提出日現在発行数」の欄には、2019年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年3月1日～ 2019年5月31日	-	15,541,141	-	282	-	182

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 343,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,193,000	151,930	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,941	-	-
発行済株式総数	15,541,141	-	-
総株主の議決権	-	151,930	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

## 【自己株式等】

2019年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ペイカレント・コンサルティング	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	343,200	-	343,200	2.21
計	-	343,200	-	343,200	2.21

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表及び要約四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下、「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の要約四半期財務諸表は、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る四半期財務諸表及び要約四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は以下のとおり交代しております。

第5期事業年度	有限責任監査法人トーマツ
第6期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間	太陽有限責任監査法人

### 3．四半期連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表について

当社は、日本基準及びIFRSにおいて「第4 経理の状況 2 国際会計基準による要約四半期財務諸表 要約四半期財務諸表注記事項 2．作成の基礎」に記載のとおり、四半期連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,680	4,630
売掛金	3,195	2,675
仕掛品	573	284
その他	516	183
貸倒引当金	6	-
流動資産合計	6,958	7,772
固定資産		
有形固定資産	376	366
無形固定資産		
のれん	14,387	14,151
顧客関連資産	410	364
その他	39	37
無形固定資産合計	14,836	14,552
投資その他の資産	997	1,148
固定資産合計	16,209	16,066
資産合計	23,167	23,838
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2,105	2,105
未払金	303	196
未払法人税等	865	789
賞与引当金	787	248
その他	1,057	2,495
流動負債合計	4,062	4,778
固定負債		
長期借入金	2,653	2,630
資産除去債務	100	100
固定負債合計	6,663	6,400
負債合計	10,725	11,178
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	282	282
資本剰余金	7,724	7,716
利益剰余金	5,281	5,802
自己株式	847	1,141
株主資本合計	12,440	12,659
新株予約権	2	1
純資産合計	12,442	12,660
負債純資産合計	23,167	23,838

## (2)【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
売上高	5,776	7,792
売上原価	3,443	4,484
売上総利益	2,333	3,308
販売費及び一般管理費	1,746	1,764
営業利益	587	1,544
営業外収益		
受取利息	0	-
貸倒引当金戻入額	0	-
営業外収益合計	0	-
営業外費用		
支払利息	14	11
支払手数料	84	5
その他	1	0
営業外費用合計	99	16
経常利益	488	1,528
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
特別利益合計	1	1
税引前四半期純利益	489	1,529
法人税、住民税及び事業税	289	724
法人税等調整額	84	172
法人税等合計	205	552
四半期純利益	284	977

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 偶発債務

訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社(以下、「原告ら」という。)から、当社及び当社元従業員(原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。)に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえ、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払いが生じる可能性は低いため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

(2) 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金

当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。

当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

2 財務制限条項

前事業年度(2019年2月28日)

当事業年度末における長期借入金6,563百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。

(1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

(2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

当第1四半期会計期間(2019年5月31日)

当第1四半期会計期間末における長期借入金6,300百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。

(1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

(2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

- 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。  
これらの契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
当座貸越契約の総額	550百万円	550百万円
借入実行残高	-	-
差引額	550	550

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費及びその他の償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2018年3月1日 至2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自2019年3月1日 至2019年5月31日)
減価償却費及びその他の償却費	59百万円	60百万円
のれんの償却額	236	236

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2018年3月1日至2018年5月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月30日 定時株主総会	普通株式	611	40.00	2018年2月28日	2018年5月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）

1. 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	456	30.00	2019年2月28日	2019年5月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、サービスごとの外部顧客に対する売上高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

サービスの名称	前第1四半期累計期間 （自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）
戦略・ビジネスプロセスコンサルティング	1,953
ITコンサルティング	2,998
システムインテグレーション	825
合計	5,776

当第1四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、サービスごとの外部顧客に対する売上高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

サービスの名称	当第1四半期累計期間 （自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）
戦略・ビジネスプロセスコンサルティング	2,656
ITコンサルティング	3,637
システムインテグレーション	1,499
合計	7,792

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	18.58円	64.66円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	284	977
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	284	977
普通株式の期中平均株式数(株)	15,266,339	15,122,637
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	18.43円	64.20円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	124,100	107,010
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-



(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2019年6月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

1. 目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対し、当社の中期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年4月20日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、2018年5月30日開催の当社第4回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。)として、対象取締役に対して、年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)の金銭報酬債権を支給すること、発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年100,000株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める一定期間とすること等の決議に基づき行われるものであります。なお、本制度は、対象取締役のほか、当社の幹部社員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給するものであります。

2. 処分の概要

(1) 処分期日	2019年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 87,137株
(3) 処分価額	1株につき3,960円
(4) 処分価額の総額	345,062,520円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資による
(7) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社取締役(社外取締役を除く。) 4名 51,770株 当社幹部社員 30名 35,367株
(8) 譲渡制限期間	2019年7月18日から2022年7月18日
(9) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

## 2【国際会計基準による要約四半期財務諸表】

## (1)【要約四半期財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
<b>資産</b>			
流動資産			
現金及び現金同等物		2,985	4,630
売上債権及びその他の債権		3,505	2,709
たな卸資産		270	255
その他の流動資産		114	49
流動資産合計		6,874	7,643
非流動資産			
有形固定資産		376	1,033
のれん	6	19,187	19,187
無形資産		449	401
その他の金融資産	14	582	581
繰延税金資産		535	728
非流動資産合計		21,129	21,930
資産合計		28,003	29,573
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
流動負債			
借入金	7	1,050	1,050
リース負債		-	576
その他の金融負債		173	187
未払法人所得税		865	789
その他の流動負債	8	2,737	3,632
流動負債合計		4,825	6,234
非流動負債			
借入金	7	6,496	6,238
リース負債		-	62
引当金		100	100
非流動負債合計		6,596	6,400
負債合計		11,421	12,634
<b>資本</b>			
資本金	9	282	282
資本剰余金	9	7,568	7,581
自己株式	9	847	1,141
利益剰余金		9,579	10,217
資本合計		16,582	16,939
負債及び資本合計		28,003	29,573

## (2)【要約四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
売上収益	11	5,810	7,820
売上原価		3,523	4,639
売上総利益		2,287	3,181
販売費及び一般管理費		1,516	1,540
その他の収益		0	-
その他の費用		1	0
営業利益		770	1,641
金融収益		0	-
金融費用		54	16
税引前四半期利益		716	1,625
法人所得税費用		212	523
四半期利益		504	1,102
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	12	32.98	72.82
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	12	32.71	72.31

## ( 3 ) 【要約四半期包括利益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
四半期利益		504	1,102
その他の包括利益		-	-
四半期包括利益		504	1,102

## (4) 【要約四半期持分変動計算書】

前第1四半期累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

(単位:百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2018年3月1日時点の残高		149	7,680	394	7,471	14,906
四半期利益		-	-	-	504	504
その他の包括利益		-	-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	-	504	504
自己株式の取得		-	-	0	-	0
配当金	10	-	-	-	611	611
株式報酬費用	13	-	0	-	-	0
所有者との取引額合計		-	0	0	611	611
2018年5月31日時点の残高		149	7,680	394	7,364	14,799

当第1四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

(単位:百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2019年3月1日時点の残高		282	7,568	847	9,579	16,582
会計方針の変更		-	-	-	8	8
修正再表示後の残高		282	7,568	847	9,571	16,574
四半期利益		-	-	-	1,102	1,102
その他の包括利益		-	-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	-	1,102	1,102
自己株式の取得	9	-	-	304	-	304
自己株式の処分	9	-	8	10	-	2
配当金	10	-	-	-	456	456
株式報酬費用	9,13	-	21	-	-	21
所有者との取引額合計		-	13	294	456	737
2019年5月31日時点の残高		282	7,581	1,141	10,217	16,939

## (5)【要約四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	716	1,625
減価償却費及び償却費	59	200
株式報酬費用	0	21
金融費用	54	16
売上債権及びその他の債権の増減額(は増加)	161	796
たな卸資産の増減額(は増加)	184	15
その他の流動資産の増減額(は増加)	7	19
その他の金融負債の増減額(は減少)	10	1
その他の流動負債の増減額(は減少)	343	881
その他	1	4
小計	1,501	3,578
利息の受取額	0	-
利息の支払額	99	12
法人所得税の支払額	835	763
営業活動によるキャッシュ・フロー	567	2,803
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5	1
無形資産の取得による支出	0	2
敷金の差入による支出	65	0
その他	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	70	2
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	8,400	-
長期借入金の返済による支出	8,675	263
リース負債の返済による支出	-	143
自己株式の取得による支出	0	309
自己株式の処分による収入	-	2
配当金の支払額	583	443
財務活動によるキャッシュ・フロー	858	1,156
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	361	1,645
現金及び現金同等物の期首残高	3,136	2,985
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,775	4,630

## 【要約四半期財務諸表注記事項】

## 1. 報告企業

株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「当社」という。）は日本国に所在する企業であります。その登記されている本社は東京都港区に所在しております。当社の2019年5月31日に終了する第1四半期の要約四半期財務諸表は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表しております。

当社の事業内容は、戦略・ビジネスプロセスコンサルティングとITコンサルティング、及びシステムインテグレーションであります。

## 2. 作成の基礎

## (1) 国際会計基準に準拠している旨

当社の要約四半期財務諸表は、四半期財務諸表等規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第83条第2項の規定によりIAS第34号に準拠して作成しております。

本要約四半期財務諸表は年次財務諸表で要求されているすべての情報が含まれていないため、前事業年度の財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

当社の子会社は、BAYCURRENT CONSULTING INDIA PRIVATE LIMITED（インド）の1社であります。本要約四半期財務諸表の開示対象事業年度において休眠会社であり、清算手続きを実施しております。そのため、単体四半期財務諸表のみを作成しております。

## (2) 測定の基礎

当社の要約四半期財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

## (3) 機能通貨及び表示通貨

当社の要約四半期財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## (4) 表示方法の変更

（要約四半期キャッシュ・フロー計算書）

前第1四半期累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「株式報酬費用」は、金額の重要性が増したため、当第1四半期累計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前第1四半期累計期間の要約四半期財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第1四半期累計期間の要約四半期キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1百万円は、「株式報酬費用」0百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

## 3. 重要な会計方針

当社の要約四半期財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下の項目を除き、前事業年度に係る財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期累計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

当社は、当第1四半期会計期間より、以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	負の補償を伴う特定の期限前償還可能な金融資産の測定方法の改訂
IFRS第16号	リース	リース資産の資産化方法の明確化
IAS第19号	従業員給付	制度改訂、縮小又は清算が行われた場合の勤務費用及び利息費用の測定方法の明確化
IAS第23号	借入コスト	資産化に適格な借入コスト算定方法の明確化
IFRIC第23号	法人所得税の処理に関する不確実性	不確実性がある状況における法人所得税及び配当支払の法人所得税に関する会計処理の明確化

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社は、IFRS第16号「リース」(2016年1月公表、以下、「IFRS第16号」という。)を当第1四半期会計期間から適用しております。

当社では、経過措置に従ってIFRS第16号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当第1四半期会計期間の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。

IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」(以下、「IAS第17号」という。)及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。

当社は、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、IFRS第16号の適用開始日に、リース負債を認識しております。但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定を適用し、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。これらのリースに係るリース料は、リース期間にわたり費用として認識しております。

当該リース負債については、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の要約四半期財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均は、0.57%であります。使用权資産については、リース負債の当初測定額に前払リース料及び未払リース料を調整した額で測定しております。

前事業年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約は785百万円であり、追加借入利率による割引後は、782百万円であります。適用開始日現在の要約四半期財政状態計算書に認識したリース負債(流動及び非流動)は、782百万円であります。

当第1四半期累計期間の要約四半期財政状態計算書における使用权資産667百万円は、有形固定資産に含めて表示しております。

当第1四半期累計期間の要約四半期キャッシュ・フロー計算書においては、減価償却費及び償却費の増加等により「営業活動によるキャッシュ・フロー」が143百万円増加し、リース負債の返済による支出の増加により「財務活動によるキャッシュ・フロー」が143百万円減少しております。

なお、当社は、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用权資産の測定から除外
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際などに、事後的判断を使用

上記のほか、上記基準書の適用による要約四半期財務諸表に与える重要な影響はありません。

#### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約四半期財務諸表の作成にあたり、経営者は判断及び見積りを利用しております。経営者による判断及び見積りは、要約四半期財務諸表の報告日の資産、負債、収益及び費用として報告した金額に影響を与えております。見積り及び仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

本要約四半期財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前事業年度に係る財務諸表と同様であります。



## 5. 事業セグメント

報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定しております。事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

当社の事業内容は戦略・ビジネスプロセスコンサルティングとITコンサルティング、及びシステムインテグレーションであり、これらを1つのマネジメント単位として管理しております。

製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

サービスの名称	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
戦略・ビジネスプロセスコンサルティング	1,971	2,669
ITコンサルティング	3,001	3,642
システムインテグレーション	838	1,509
合計	5,810	7,820

## 6. のれん

のれんの帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	のれん
2019年3月1日	19,187
取得	-
減損損失	-
処分	-
2019年5月31日	19,187

## 7. 借入金

前事業年度末における長期借入金6,496百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、前事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

(1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

(2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

当第1四半期会計期間末における長期借入金6,238百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。

(1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

(2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

8. その他の流動負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
その他の流動負債		
未払費用	1,211	2,422
未払消費税等	466	546
未払賞与	787	248
契約負債	152	211
その他	121	205
合計	2,737	3,632

9. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

授權株式数、発行済株式数及び資本金等の残高は以下のとおりであります。

	授權株式数 (株)	発行済株式数 (株)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
2019年3月1日	26,000,000	15,541,141	282	7,568
株式報酬取引による増加	-	-	-	21
自己株式の処分による減少(注)2	-	-	-	8
2019年5月31日	26,000,000	15,541,141	282	7,581

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済となっております。

2. 新株予約権の権利行使による自己株式の処分によるものであります。

(2) 自己株式

当社は、2019年1月11日開催の取締役会に基づき、自己株式の取得(取得期間2019年1月15日～2019年3月29日)を行いました。この結果、当第1四半期累計期間において、単元未済株式の買取りによる取得等も含めて自己株式が304百万円増加し、新株予約権の権利行使による自己株式の処分により10百万円減少し、当第1四半期会計期間末において自己株式が1,141百万円(429,271株)となっております。

## 10. 配当金

## (1) 配当金支払額

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前第1四半期累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月30日 定時株主総会	普通株式	611	40.00	2018年2月28日	2018年5月31日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	456	30.00	2019年2月28日	2019年5月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

前第1四半期累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

該当事項はありません。

11. 売上収益

当社の事業内容は戦略・ビジネスプロセスコンサルティングとITコンサルティング、及びシステムインテグレーションであり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっていることから、これらの単位で売上収益を表示しております。当社は、サービス区分別に戦略・ビジネスプロセスコンサルティングとITコンサルティング、及びシステムインテグレーションに区分しており、その大多数は6ヶ月以内の一定の期間にわたり認識される収益であります。また、顧客との契約から生じる収益を、マネジメントの判断に基づく顧客の業種により分解しております。これらの分解した収益との関連は、以下のとおりであります。

前第1四半期累計期間（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）

（単位：百万円）

	戦略・ビジネスプロセス コンサルティング	IT コンサルティング	システム インテグレーション
金融（銀行・証券・保険等）	931	1,345	34
情報通信・メディア・ハイテク	498	1,143	226
その他	542	513	578
合計	1,971	3,001	838

当第1四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）

（単位：百万円）

	戦略・ビジネスプロセス コンサルティング	IT コンサルティング	システム インテグレーション
金融（銀行・証券・保険等）	1,001	1,757	89
情報通信・メディア・ハイテク	813	1,115	466
その他	855	770	954
合計	2,669	3,642	1,509

12. 1株当たり四半期利益

	前第1四半期累計期間 （自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）	当第1四半期累計期間 （自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）
当社の普通株主に帰属する四半期利益（百万円）	504	1,102
当社の普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益（百万円）	504	1,102
四半期利益調整額（百万円）	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益（百万円）	504	1,102
期中平均普通株式数（株）	15,266,339	15,122,637
普通株式増加数（株）	124,100	107,010
希薄化後の期中平均普通株式数（株）	15,390,439	15,229,647
基本的1株当たり四半期利益（円）	32.98	72.82
希薄化後1株当たり四半期利益（円）	32.71	72.31

## 13. 株式に基づく報酬

## (1) ストックオプション制度

## 株式報酬制度の内容

2019年5月31日現在で、当社は以下の株式に基づく報酬契約を有しております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
新株予約権の数(個)	1,696	4,203
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,920	84,060
付与日	2015年2月27日	2015年2月27日
権利行使期限	2023年2月28日	2023年2月28日
行使価格(円)	445	445
権利行使条件	(注)1、2	(注)2

## (注)1. ベスティング

本新株予約権にかかる「新株予約権の数」は、以下の表に定めるベスティング日の経過年数に応じたベスティング割合でベスティングされた「ベスティング数」(小数点以下は切り上げる。)と、以下の算式に定める各事業年度の数值により算定された「ベスティングされる本新株予約権の数」(小数点以下は切り上げる。)のいずれか少ない方の数がベスティングされる。

## (表)

ベスティング回数	ベスティング日	ベスティング割合
1回目	2016年5月31日	25%
2回目	2017年5月31日	25%
3回目	2018年5月31日	25%
4回目	2019年5月31日	25%

## (算式)

「ベスティングされる本新株予約権の数」の算式は以下のとおりであります。

$$\text{ベスティングされる本新株予約権の数} = \text{ベスティング数} \times \frac{\text{EBITDA}}{\text{目標EBITDA}}$$

## 2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等(新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。)していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- (3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## ストック・オプションの変動状況

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
権利確定前				
2019年3月1日	53,680	445	-	-
ベスティングされた株数 (注) 1	19,800	445	-	-
ベスティングされなかった株数(注) 1	33,880	445	-	-
2019年5月31日	-	-	-	-
権利確定後				
2019年3月1日	17,720	445	84,060	445
権利が確定した株式 (注) 1	19,800	445	-	-
権利行使 (注) 2	3,600	445	-	-
2019年5月31日	33,920	445	84,060	445
未行使残高				
2019年3月1日	17,720	445	84,060	445
期中増減	16,200	445	-	-
2019年5月31日	33,920	445	84,060	445

(注) 1. 第1回新株予約権は、2019年5月31日の第4回目ベスティングにより、ベスティング数2,684個(新株予約権の目的となる株式の数53,680株)に対して、ベスティングされた本新株予約権の数は990個(新株予約権の目的となる株式の数19,800株)となりました。その結果、ベスティングされなかった本新株予約権の数は1,694個(新株予約権の目的となる株式の数33,880株)となりました。これにより、第1回新株予約権は、全てベスティングされました。

2. 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の平均株価は、3,645円であります。

## (2) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び当社の幹部社員を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。

## 14. 金融商品

## (1) 金利リスク管理

当社は、事業活動の中でさまざまな金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

当社は、金利変動リスクを軽減するため、担当部署による市場動向等のモニタリングを行っております。

## 金利感応度分析

各報告期間の末日において、保有する金融商品について、金利が1%上昇した場合に、税引前利益又は税引前四半期利益及び資本に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、為替レート等）は一定であることを前提としております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
税引前利益又は税引前四半期利益及び資本	74	19

（注） 上記の は、金利が1%上昇した場合、当社の税引前利益又は税引前四半期利益及び資本に与えるマイナスの影響額となり、金利が1%下降した場合は同額でプラスの影響となります。

## (2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社が期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社は、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

報告日現在におけるこれらの契約に基づく当座貸越契約総額と借入実行残高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
当座貸越契約の総額	550	550
借入実行残高	-	-
差引額	550	550

(3) 金融商品の公正価値

公正価値

各報告期間の末日に公正価値で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値、並びに公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品については、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、記載しておりません。

公正価値で測定されない金融商品

各報告期間の末日に経常的に公正価値で測定しないが、公正価値の開示が要求される金融商品の帳簿価額は以下のとおりであります。

なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報はこの表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)		当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産 その他の金融資産(非流動) 敷金(レベル2)	582	579	581	583

評価技法及びインプット

レベル2の公正価値測定に用いられる評価技法とインプットは以下のとおりであります。

公正価値で測定されない金融商品

	評価技法
敷金	ディスカウントキャッシュフロー法(DCF法)： 償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。



15. 関連当事者  
主要な経営幹部に対する報酬

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
短期従業員給付	86	93
ストック・オプションに基づく報酬	0	0
譲渡制限付株式に基づく報酬	-	14
合計	86	107

16. 偶発債務

訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社（以下、「原告ら」という。）から、当社及び当社元従業員（原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。）に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえたうえで、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払いが生じる可能性は低いと見られており、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

(2) 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金

当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。

当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

## 17. 後発事象

## ( 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 )

当社は、2019年6月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

## (1) 目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の中期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年4月20日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、2018年5月30日開催の当社第4回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」という。）として、対象取締役に対して、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）の金銭報酬債権を支給すること、発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年100,000株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める一定期間とすること等の決議に基づき行われるものであります。なお、本制度は、対象取締役のほか、当社の幹部社員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給するものであります。

## (2) 処分の概要

処分期日	2019年7月18日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 87,137株
処分価額	1株につき3,960円
処分価額の総額	345,062,520円
募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
出資の履行方法	金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資による
処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社取締役（社外取締役を除く。） 4名 51,770株 当社幹部社員 30名 35,367株
譲渡制限期間	2019年7月18日から2022年7月18日
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

### 3【その他】

訴訟等

「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 四半期貸借対照表関係 1 偶発債務」及び「第4 経理の状況 2 国際会計基準による要約四半期財務諸表 要約四半期財務諸表注記事項 16. 偶発債務」をご参照ください。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年7月11日

株式会社ペイカレント・コンサルティング  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペイカレント・コンサルティングの2019年3月1日から2020年2月29日までの第6期事業年度の第1四半期会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペイカレント・コンサルティングの2019年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の2019年2月28日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2018年7月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2019年5月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年7月11日

株式会社ベイカレント・コンサルティング  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベイカレント・コンサルティングの2019年3月1日から2020年2月29日までの第6期事業年度の第1四半期会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る要約四半期財務諸表、すなわち、要約四半期財政状態計算書、要約四半期損益計算書、要約四半期包括利益計算書、要約四半期持分変動計算書、要約四半期キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期財務諸表注記事項について四半期レビューを行った。

要約四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第83条第2項の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2019年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の2019年2月28日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る要約四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該要約四半期財務諸表に対して2018年7月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2019年5月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。